

地域やる気支援補助金 骨子（案）

1 事業趣旨・目的

前向きに頑張る住民自治協議会のやる気を応援し、地区まちづくり計画等、地区の将来像に基づき地区課題を解決する地区ごとのまちづくりを支援することにより、地域がきらめく元気なまちづくりを実現する。

2 対象事業主体

地区住民自治協議会とする。

3 対象事業

地区住民自治協議会が主体的に実施する事業で着眼点に優れ波及効果が期待でき、公益の増進に寄与するような先駆的事业とする。

また、ソフト事業とハード事業が混在する事業を申請されることが予想されるが、ともに対象とする。なお、ソフト事業とハード事業の明確な区分けは困難であるため、区別しないものとする。

4 補助率等

補助率は補助金を受ける地区と受けない地区の公平性を確保し、市民全体の理解が得られるよう、受給地区において 2 割を負担することとし、市は申請事業に要する費用の内 8/10 を補助することとする。補助上限額は 1 地区当たり総額 100 万円とする。

5 対象外経費

住民自治協議会の運営費、構成員の人件費、施設の維持管理経費等、住民自治協議会の運営に関わる基礎的な経費や会合の飲食費は対象外とする。

6 補助期間

基本的には 1 年間とするが、1 地区当たり最長 2 年間を補助可能期間とする。ただし、限られた財源により広く 30 地区の住民自治協議会を支援するという主旨から、2 年が満了した場合、次の 1 年間は申請できないものとする。

※申請したものの不採択となった場合と自発的に申請しなかった場合は 1 年間の申請不可期間と見なすものとする。

7 申請事業数

地区住民自治協議会のやる気を支援するため、複数事業の申請を可能とする。従って、審査は事業単位で行い、補助金額を決定することとする。

8 説明会

平成 22 年度からの事業であり、適当な時期の住民自治協議会連絡会で周知するとともに、制度の詳細を広報する機会を平成 22 年 1 月下旬に 2 回（市北部：本庁、市南部：篠ノ井公民館）設けることとする。

9 募集時期

平成 22 年 2 月上旬から 1 か月間

10 審査・選定の方法・時期

- (1) 3 月中に書類による事前審査を実施し、選考委員会の参考とする。
- (2) 4 月下旬から 5 月上旬に数名の都市内分権審議会委員による選考委員会
で質問・回答形式（ヒアリング）による公開選考を実施する。

11 決定時期

長野県事業の地域発元気づくり支援金との重複受給を防ぐため、地域発元気づくり支援金採否決定後の 5 月上旬を目途とする。

12 平成 22 年度事業予算額

1,000 万円（1 地区当たり上限 100 万円であることから最低 10 地区が対象）

13 その他

(1) 事業終了後の評価等

随時、交付決定住民自治協議会と連絡を取りながら状況を把握し、事業終了後には、住民自治協議会自らによる自己評価を実施するとともに、報告書を作成し他地区の住民自治協議会等へ配布する。

(2) 既存類似補助制度との調整

長野県事業の地域発元気づくり支援金等に申請し、当該補助金等の交付が決定した事業は対象外とする。

(3) 応募多数の場合の選考等

11 地区以上の住民自治協議会から応募があり、総補助要望額が事業予算内の 1,000 万円以内であった場合、公平な審査を実施の上、一定の事業成果が期待できる地区を次点とし、予算の範囲内において補助対象とすることがある。

(4) 複数の住民自治協議会による 1 事業の申請

複数の地区を範囲とする広域的事業で、複数の住民自治協議会から同一事業の申請があった場合は、役割分担や費用負担を十分精査の上、選考する。

<平成 21 年 10 月 6 日開催 住民自治協議会連絡会での意見と経過>

地区によって、人口や世帯数規模に応じて補助上限額を引き上げるべきとの意見をいただいた。庁内で調整・検討したところ、制度開始前から枠組みを変更するのではなく、まずは補助上限額 100 万円を実施してみて、実績等を勘案した中で平成 23 年度に向けて更に検討していったらどうかとの結論に至った。